

# 我孫子市国土強靱化地域計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

## ■ パブリックコメントの結果

我孫子市国土強靱化地域計画(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和2年7月1日から令和2年7月31日
- 2 提出人数 2名
- 3 意見総数 23件
- 4 公表場所

市民安全課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアピスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容 我孫子市国土強靱化地域計画(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号	編ページ	意見	提出された意見	意見に対する市の考え方
		理由		
1-1	基本計画編	意見	基本計画の「6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止」というリスクシナリオに対して、施策は「自然エネルギーの有効活用」とされている(29ページ、35ページ、49ページ)が、千葉県国土強靱化地域計画にあるように「自立・分散型エネルギー設備の導入支援」のほうが強靱化の施策として相応しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。 そのため、ご意見をいただきました、家庭用の発電システムに対する支援などを始めとする、「自立・分散型エネルギー設備の導入支援」事業の施策化につきましては、今後の技術の進展や社会情勢などを踏まえ、市の実施する事業としての可能性を検討してまいります。P29などに記載のリスクへの対応方針「6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止」の施策名については、記載内容の通りといたします。
		理由	自然エネルギーは天候に左右され不安定なので、バックアップ電源として当てにすべきできない。自然エネルギーにこだわるあまり、化石燃料を用いた自立・分散型エネルギー設備の導入を妨げてしまう恐れがある。「エネルギー供給源の多様化を図るため」なら、非自然エネルギーであっても電力を安定供給できる設備を選択し、自然エネルギーの有効利用のために取って代わる脆弱な設備の導入支援を重点化すべきではない	
1-2	基本計画編	意見	基本計画の「5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響」というリスクシナリオに対する施策には「自然エネルギーの有効活用」があつて良い。(28ページ、35ページ、47ページ)	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。 また、「整理番号1-1」のご意見の通り、自然エネルギーは天候等の影響を受けやすいことから、社会経済活動・サプライチェーンを安定的に維持するための市の進める施策として実施することは非常に困難です。 そのため、P28などに記載のリスクへの対応方針「5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響」については、記載内容の通りといたします。
		理由	国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)資料編(45ページ)には、「新エネルギー導入量発電容量」と「学校施設への太陽光パネル設置数」がKPI例として示されている。新クリーンセンターには余熱利用設備を導入予定であり、もし所内単独運転が可能であるなら、強靱化に資する。	
1-3	基本計画編	意見	基本計画の施策「自然エネルギーの有効活用」には「太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を促進する。」(29ページ、49ページ)とあるが、「エネルギー供給源の多様化を図るため」なら、熱電併給(コ	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づ

			ージェネレーション) や燃料電池の導入も促進すべきである。	き記載しています。 そのため、P 29などに記載の「自然エネルギーの有効利用」については、「整理番号1-4」に記載した内容の修正といたしません。
	P 29、 P 35、 P 49	理由	千葉県国土強靱化地域計画における(災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援)には、「エネルギー供給源の多様化を図るため、コージェネレーション、熱量電池、再生可能エネルギー等」と記載されている。	
1-4	基本計画編	意見	基本計画の施策「自然エネルギーの有効活用」中にある「非常用発電機や自家発電設備」(29ページ、49ページ)には、移動用発電機や蓄電池等も含まれることを明記して欲しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
	P 29、 P 49	理由	排ガス規制や土地制限のための常設の発電機や内燃機関を設置できない施設においては、移動用発電機や蓄電池の導入を促進すべきである。	また、市においては停電時などに備え、可搬式の非常用発電機の備蓄を進めています。あわせて、蓄電池導入支援なども進めています。 そのため、P 29などに記載の「自然エネルギーの有効利用」については、P 29などの内容に、ご意見をいただきました蓄電池の記載を加筆いたします。
1-5	基本計画編	意見	基本計画の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」というリスクシナリオに対して、施策に「環境モニタリングの推進」がある(32ページ、36ページ、52ページ)が、千葉県国土強靱化地域計画にあるように、行政による情報発信のほうの影響を最小化する施策として相応しい。「情報伝達手段の整備」(22ページ、27ページ)または「避難体制の整備」(20ページ、39ページ)のほうが相応しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
	P 32、 P 36、 P 52	理由	「平常時からモニタリング体制を構築する。」だけでは影響拡大を防げない。千葉県国土強靱化地域計画にあるように「適切な情報を発信するとともに、複数の情報伝達経路の確保に努める」ことが影響を最小化するために必要な施策である。	また、国の策定ガイドラインにおいても、「有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」というリスクシナリオに対する施策の代表例として「有害物質の情報把握実施」が明記されています。 そのため、P 32などに記載の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」については、記載内容の通りといたします。
1-6	基本計画編、アクションプラン編	意見	基本計画の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」の脆弱性の分析・評価には「原子力施設の災害等により放射性物質の拡散等から安全を確保し」(52ページ)とあり、アクションプランには「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題への対応」(172ページ)とあるが、計画の対象外であり削除すべきである。	国土強靱化地域計画においては、大規模事故やテロ等による事象は対象外としていますが、東日本大震災による原子力施設の事象は、市民に対する影響が甚大なものであったことから、自然災害に起因して発生する事象は、重大なリスクとして位置付け、脆弱性の分析・評価を行いました。
	P 52 など	理由	基本計画の11ページにあるように「想定するリスク」において大規模事故災害は対象外である。さらに、「放射性物質の拡散等から安全を確保し」とあるが誤解を生じる表現であり、国連科学委員会や環境省が、事故で放出された放射性物質に起因する健康被害はないと報告している。	また、地域防災計画(放射性物質事故対策編)においても、自然災害などに起因する事故を想定し、計画に対策を記載しています。 そのため、放射性物質による直接的な健康への影響から、風評被害による地域経済への影響まで、市民生活全体の安全を確保することが本計画において重要であることを踏まえ、P 52などに記載の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」の分析・評価については、記載内容の通りといたします。
1-7	基本計画編	意見	基本計画の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」の脆弱性の分析・評価において、「放射性物質」(52ページ)とあるが、大気汚染防止法、水質汚濁防止法および土壌汚染対策法における「有害物質」には含まれず、分析対象が	ご意見にありました「有害物質」については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法のみを対象としたものではなく、東日本大震災による原子力施設の事象が、市民に対する影響が甚大なものであっ

			間違っている。	たことなども踏まえ、自然災害に起因して発生する事象についても、重大なリスクとして位置付け、脆弱性の分析・評価を行っています。 また、工場等の危険物等を取り扱う事業所については、法令に基づき、県や消防署による検査、指導等が行われていますが、今後も継続して実施していく必要があるため、P52「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」において、脆弱性の分析・評価を実施しています。そのため、上記の整理番号「1-6」と同様に、放射性物質による直接的な健康への影響から、風評被害による地域経済への影響まで、市民生活全体の安全を確保することが本計画において重要であることを踏まえ、P52などに記載の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」の分析・評価については、記載内容の通りといたします。
	P52	理由	大気汚染物防止法、水質汚濁防止法および土壌汚染対策法における「有害物質」を排出する市内の工場・事業所を対象に、脆弱性の分析・評価をすべきである。	
1-8	基本計画編	意見	基本計画の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」の脆弱性の分析・評価において、「原子力施設」(52ページ)と記載されている。原子力施設内には消防法における「危険物施設」(32ページ)に該当する燃料タンク等はあるが、原子力施設自体は「危険物施設」に該当せず、誤解を生じる表現である。	ご意見にありました、P32「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」に記載の「危険物施設等」の表記については、原子力施設に限定した内容ではなく、広く危険物、有害物質等を取扱う施設を含めて記載しています。そのため「危険物施設等」と、「等」を付記した記載内容の通りといたします。
	P52	理由	消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定している。消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設を「危険物施設」とし、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分されている。	
1-9	基本計画編	意見	基本計画の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」というリスクシナリオにおいて、施策に「廃棄物処理施設の整備」を追加し、新クリーンセンターでの複合災害・二次被害の防止のための取り組みを記載して欲しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
	P32	理由	新クリーンセンターは、ばい煙発生施設に該当し、有害物質を排出する。市内でも有数の大きな廃棄物焼却炉であり、環境影響調査事後評価を実施することになっている。	新たなクリーンセンターの整備事業については、法令等の安全基準に基づき、設計、建設され、また建設後についても、適切な事故発生防止対策のもとで運用されていくものです。 そのため、新たに建設されるクリーンセンターに対する、自然災害を起因とする事故等の事象を、市がリスクとして分析・評価することは非常に困難であることから、P32などに記載の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」については、記載内容の通りといたします。
1-10	基本計画編	意見	基本計画の「5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止」、「5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」、および「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響」というリスクシナリオに対して、千葉県国土強靱化地域計画にあるように、施策「既存	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。 また、県内における高圧ガス設備の保安及

			高圧ガス設備の耐震性向上」を追加して欲しい。	び監督は、千葉県産業保安課が監督担当課となります。
	P 2 8、 P 3 2 など	理由	東日本大震災を踏まえ耐震基準を見直した高圧ガス設備について対策を促進して欲しい。	そのため、P 2 8などに記載の「5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止」、同じくP 2 8などに記載の「5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等」、P 3 2などに記載の「7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被等による影響」については、記載内容の通りといたします。
1 - 1 1	基本計画編	意見	基本計画の「1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」というリスクシナリオにおいて、千葉県国土強靱化地域計画にある施策「密集市街地の解消」および「無電柱化の推進」が、我孫子の施策「災害に強い市街地の形成」に含まれるか分かりづらい。含まれるなら、基本計画とアクションプランに明記して欲しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
	P 1 8 など	理由	土地区画整備事業により密集市街地を解消し、公園坂通り整備事業において無電柱化など行うのであれば、明記したほうが分かりやすい。	「密集市街地の解消」及び「無電柱化の推進」を図るための施策については、市では現在は実施していないため、記載しておりません。なお、「無電柱化の推進」については、今後、無電柱化計画を検討いたします。また、P 1 8などに記載の「1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」の「●災害に強い市街地の形成」から「土地区画整理事業等の整備手法」を削除いたします。
1 - 1 2	基本計画編	意見	基本計画の「1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」及び「6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止」というリスクシナリオに対して、施策「鉄塔・電柱等の安全対策」を追加して欲しい。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
	P 1 8 など	理由	令和元年台風15号により鉄塔や電柱が倒壊した。我孫子市も電力会社と連携し、配電設備の周辺の立木について事前の計画伐採を実施して欲しい。倒木による停電（配電線被害）や道路寸断等の未然防止につながる効果が期待される。	また、「鉄塔・電柱等の安全対策」については、電力会社などのそれぞれの事業の実施主体により、計画、実施されていくべきものです。
				そのため、P 1 8などに記載の「1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」及びP 2 9などに記載の「6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止」については、記載内容の通りといたします。
1 - 1 3	共通	意見	基本計画にある「wifi」は「無線LAN (W i - F i)」に修正して欲しい。	計画文中における「wifi」の表記については、計画内のすべてを、次の通り修正いたします。
		理由	総務省が使う表記に従って欲しい。	(修正前) wifi (修正後) 無線LAN (W i - F i)
1 - 1 4	共通	意見	Word 2016からPDF化する際は、「アクセシビリティ用の構造タグ」のチェックを外して欲しい。	ご意見については、今後の参考にさせていただきます。
		理由	PDFファイルから文字列をコピーしたり検索したりしようとすると、文字列が重複しており、非常に使いにくい。	
2 - 1	共通	意見	なんともお粗末な計画（案）で、個々の事業内容についてコメントする価値もありません。想定されるリスクに真摯に向き合い、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担を明確に提示した上で、具体的な計画（案）を提案していただきたい。アクションプラン	国土強靱化地域計画については、国土強靱化に関する指針を示す計画として位置付けており、具体的な対策や事業の進行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。

			編は重点化するリスクシナリオ及び施策ごとに、我孫子市第三次総合計画及び実施計画との整合を勘案し、国土強靱化のための事業を位置付けたものであるとはいえ、それを丸写しでは何の価値もない。アクションプラン編は作り直すべきです。	また、基本計画編及びアクションプラン編におけるリスク対応方針や施策等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策に基づき記載しています。
		理由	平常時における行政施策を羅列しているに過ぎず、想定されるリスクに対するアクションプラン編に何ら具体策が示されていない。また、想定されるリスクとの関係性も薄い。このままの計画（案）では、非常時におけるリスク回避・低減をとっても有効性を期待できない。この計画（案）は行政側の後付けの言い訳であってはならない。非常時に出現するであろう想定されるリスクを如何に回避・低減するかの計画（案）とすべきである。	ご意見にありました、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担については、「我孫子市地域防災計画」におきまして、もっとも重要な地域防災計画推進の考え方として位置付けし、明確に記載をしています。
2-2	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。市内全域の居住者分布を参考にして、設置する活動拠点、避難場所等は計画（案）にも明示すべきです。なお、被災状況に応じての再配分は、臨機応変に対処すべきですので、その点も計画（案）に盛り込むべきです。	本計画における、具体的な対策や事業の進行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。ご意見にありました、「設置する活動拠点、避難場所等」は、「我孫子市地域防災計画」におきまして明示し、記載をしています。
		理由	災害時の活動拠点として自治会集会所、避難場所等として教育文化施設等を使用しようとする点は理解できますが、配置できる職員・支援者の数も限られる中で設置可能な活動拠点、避難場所は、その地政学的な安全性も考慮して限定されます。	
2-3	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。公共、民間の建物に限らず耐震化施工することは重要です。それにも増して「無電柱化」を実現することが重要です。無電柱化を是非計画（案）に盛り込むべきです。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。
		理由	大規模地震が発生した際に電柱が倒壊し、人や建物に被害を与えたり、交通の障害となって救命・救助、支援の妨げとなったりします。安全で安心して暮らせる町並みを整備する上で「無電柱化」は欠かせません。	「無電柱化の推進」を図るための施策については、市では現在は実施していないため、記載しておりません。なお、「無電柱化の推進」については、今後、無電柱化計画を検討いたします。
2-4	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。避難態勢の整備は重要なことです。広報放送の改善についても計画（案）に盛り込むべきです。防災無線ラジオを経由しての情報提供を選択肢の一つとして強化すべきです。計画（案）にもっと具体的に施策を盛り込むべきです。	本計画における、具体的な対策や事業の進行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。ご意見にありました、災害時の情報伝達体制の整備等については、「我孫子市地域防災計画」におきまして、具体的に記載をしています。
		理由	市の拡声器による広報放送は、我が家では何が伝えられようとしているのかはっきり聞き取ることが出来ません。結構な音量で聞こえてはいるのに、誠に残念といわざるを得ません。防災無線ラジオ、SNSの活用などの文言が計画（案）には見受けられますがもっと具体的な内容に踏み込むべきです。	
2-5	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。想定リスクが地震、風水害であるはずなのに、富士山噴火による降灰被害対策まで含めるのは趣旨を逸脱しています。対象外とすべきです。	国土強靱化地域計画については、予想されるあらゆる自然災害について、リスクを想定していくこととしています。そのため、我孫子市への影響が内閣府などにより想定されている「富士山の降灰」や、「浅間山の降灰」「局地的な竜巻」等についても、国土強靱化地域計画の対象災害としています。
		理由	確かに降灰被害は、市民生活や農作物への影響など甚大なものが予想されますが、地震、風水害による想定されるリスクが市民生活や産業活動に影響を与え始めるまでの時間と相当程度のずれがあります。降灰被害の影響はその時間差の中で影響が緩和できるので、別物として対策を検討すべきです。	また、これらの対策については、「我孫子市地域防災計画」においても明記しています。
2-6	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。	本計画における、具体的な対策や事業の進

			外国語での防災広報は緊急時的確な情報提供が出来るか不安です。そこは共助を前提として、自治会の活動に頼るべきです。	行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。 ご意見にありました、外国人を含む避難行動要支援者への情報伝達については、発災時における「共助」の役割として、「我孫子市地域防災計画」におきまして、具体的に記載をしています。
		理由	音声翻訳機も普及してきており、スマートフォンにソフトをダウンロードすれば無料で使えるものもあります。多言語への対応も可能ですので、費用対効果の観点からも外国人の近所にお住まいの方が親身に支援できれば解決できる課題です。	
2-7	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。要配慮者利用施設を浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に作っては駄目です。作ってしまったものは移転を促すべきです。	本計画における、具体的な対策や事業の進行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。 ご意見にありました、要配慮者利用施設については、「我孫子市地域防災計画」におきまして、具体的に記載をしています。 また、水防法及び土砂災害防止法に基づき、避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、引き続き施設の支援をしていきます。
		理由	要配慮者に対しては自明の配慮です。	
2-8	共通	意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。備蓄倉庫については、災害発生時の運営体制についても計画（案）に盛り込むべきです。いつ、どの様なタイミングで、誰の権限で、食料・資器材を被災者にどの様に提供するのか、訓練も必要です。	本計画における、具体的な対策や事業の進行などについては、分野別の各種計画において位置付けられるものとなります。 ご意見にありました、防災備蓄倉庫の整備や、備蓄品の運搬及び供給などについても、「我孫子市地域防災計画」におきまして、具体的に記載をしています。
		理由	食料・資器材を溜め込んでいても、いざという時に役に立たなければ何の役にも立ちません。	
2-9		意見	「リスクへの対応方針」について意見を述べます。非常用の発電設備は、夏の暑さ対策、冬の寒さ対策にも十分な対応が出来る能力を持ったものにすべきです。太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する際には、需要量に見合った出力を安定的に出せる蓄電池を併設する必要があります。	基本計画編において記載している、リスク対応方針等については、市の総合計画などとの整合を図り、現状で市が実施している施策を元にした脆弱性の分析・評価に基づき記載しています。 需要量に見合った大型蓄電池の導入を図るための施策については、市では現在は実施していないため、今後の技術の進展や社会情勢などを踏まえ、市の実施する事業としての可能性について検討してまいります。
		理由	避難所における健康被害を減らす為にも、自明です。再生可能エネルギー源は出力変動が大きいので、大容量の蓄電池の併設は必修です。蓄えた電力を非常時にどの様に優先順位をつけて供給するかという計画も作成しておくことが適切です。	

## 7 内容の修正について

今回寄せられたご意見により、次の通り修正いたします。

なお、今回公表いたしました計画（案）の一部に誤字脱字等があり、修正をしましたが、計画内容に変更が生じるものではありません。

ページ	修正前	修正後
記載ページ 全て	w i f i	無線LAN (Wi-Fi)
18ページ 他	●災害に強い市街地の形成 土地区画整理事業等の整備手法	削除
P29	●自然エネルギーの有効利用 非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、	●自然エネルギーの有効利用 非常用発電機や自家発電設備、蓄電池の導入を促進するとともに、
P49	●自然エネルギーの有効利用 そのため、非常用発電機や自家発電設備の導入を促進するとともに、(以下略)	●自然エネルギーの有効利用 そのため、非常用発電機や自家発電設備、蓄電池の導入を促進するとともに、(以下略)

## 8 担当 我孫子市役所 市民安全課 危機管理担当

TEL : 04-7185-1111 (内線 295)